

# ご存じですか？補助金18万円

対象は**ベースアップ評価料届出機関に限る**

ベースアップ評価料**未届医療機関は2月中届出で3月算定を**  
**実際の補助金の申請は早くても4月以降になる見込み**

令和6年度補正予算により新たな補助金が決まっています(病院・有床診療所は1病床当たり4万円、診療所は1施設当たり18万円)。「賃上げ等のために生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る」が目的で、条件に「ベースアップ評価料の算定機関に限る」とあります。

令和6年度の施策で、ベースアップ評価料未届けの医療機関も、今月届出て来月算定すれば、3月の1か月分を実績とすることができますので、これを機会に届出られることをお勧めします。

ベースアップ評価料Ⅰの届出様式は、この1月から簡素化されており、添付資料の作成も簡単になっています。未届の先生方も一度トライして、可能であれば届出てはいかがでしょうか。

届出は、

- 別添2「特掲診療料の施設基準に係る届出書」
- 様式95「(歯科)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出添付書類
- (別添)賃金改善計画書

3つをセットにして、次のメールアドレスに添付して送信します。

baseup-hyoukaryou42@mhlw.go.jp

厚労省等に説明資料や動画があります。参考にして下さい。なお、長崎県保険医協会ホームページからもアクセス可能です。

<https://www.youtube.com/watch?v=kkTwZBoIPmE>



←QRコードからも視聴できます

実際の補助金の申請または交付は、長崎県を通して行うことになっており、現段階では手続き等について具体的に決まっていません。早くても4月以降、または7月以降になる見込みです。

文責：長崎県保険医協会(電話095-825-3829)